

健高施 第 20 号

令和5年 4月 3日

市内高齢者施設 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

高齢施設課長

介護事業指導課長

高齢者施設における新型コロナ対応体制等調査の実施について（依頼）

日頃から本市の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されますが、高齢者施設では重症化リスクが高い高齢者が多く生活されており、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続する必要があります。

ついでには、今般厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、各施設における医療機関との連携体制の確保状況等を把握するための調査を実施することとしましたので、横浜市電子申請システムにて4月10日（月）17時までに御回答いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は地域医療介護総合確保基金（介護分）による「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」（施設内療養者1名あたり最大30万円）の補助にあたっての要件（※）の確認を兼ねており、令和5年5月8日以降は、本調査によりすべての要件を満たすことが確認された施設のみ補助の対象となりますのでご注意ください。

※施設内療養に要する費用の補助にあたっての要件

- ①新型コロナウイルス感染者が発生した際に、以下の3つの対応を行う医療機関を確保している施設であること。（自施設の医師が対応を行う場合を含む。）
 - ・施設からの電話相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療含む）
 - ・入院の要否の判断や入院調整
- ②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している施設であること。
- ③希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している施設であること。

<回答用WebフォームURL>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a0eeefad-2241-4ab7-81a8-d8d3decf0f05/start>

<調査対象施設>

介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護事業所
養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)
サービス付き高齢者向け住宅	短期入所生活介護事業所	短期入所療養介護事業所

<担当>

横浜市健康福祉局

高齢施設課 TEL 045-671-3923

介護事業指導課 TEL 045-671-3461